

## 四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例(昭和62年四日市市条例第37号。以下「条例」という。)の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (静穏を必要とする建築物)

第2条 条例第3条に規定する「静穏を必要とする建築物」とは、居住、執務、その他これらに類する目的のために継続的に使用する建築物で、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、下宿、寄宿舍等(以下「住宅等」という。)をいう。ただし、店舗の売場、事務室等に供する部分を除く。

### (居室)

第3条 条例第3条に規定する「居室」とは、人の居住のために継続的に使用する室で、居間、寝室、子供室、書斎、応接間、食堂等をいう。

### (防音上同等以上の効果のあるもの)

第4条 条例第3条第1号に規定する「防音上同等以上の効果のあるもの」とは、次の各号に掲げる構造のものをいう。

- (1) JIS A4706 および JIS A4702 に規定される JIS 等級 T-1 と同等以上の防音性能を有するサッシおよびドア
- (2) 複層(ペア)ガラスを使用し、ガラスの厚みの合計が 8mm 以上のものその他これと同等以上の防音性能を有するサッシおよびドア

### (防音上効果のある措置を講じたもの)

第5条 条例第3条第2号に規定する「防音上効果のある措置を講じたもの」とは、次の各号に掲げる構造のものをいう。ただし、屋根裏、床下等に設ける自然換気のための必要最小限のものは除く。

- (1) シャッター付きの換気扇等音の侵入防止措置を講じた換気設備
- (2) 熱交換型の換気装置
- (3) 給排気口等に取り付ける開閉装置
- (4) ベンドキャップ等(防音性能を有するもの)
- (5) ベンドキャップ等(レンジフードに接続し、接続部の直径が 150mm 以内のもの)

### (防音上支障がない構造のもの)

第6条 条例第3条第3号に規定する「防音上支障がない構造のもの」とは、次の各号に掲げる構造のものをいう。

- (1) 屋根 構成する材料に断熱材等の遮音上有効な建築材料を含むものとし、居室にあっては天井が設けられているもの。
- (2) 壁 国道23号に面する外壁については、内壁が設けられているもの。
- (3) 鉄筋コンクリート造にあっては、前2号の規定は適用しない。

### (道路交通騒音実測値)

第7条 条例第4条ただし書きに規定する「道路交通騒音実測値」とは、次の各号に掲げる測定方法により得た

値のものをいう。

- (1) 測定位置は、原則として最も沿道整備道路に近い建築物の窓から外側1メートル離れた地点で地上(2階以上の階にあっては、当該階の床面上1.2メートルの高さとする。
- (2) J I S Z 8 7 3 1に定める騒音レベル測定方法により、夜間の1時間に3回行う。
- (3) 道路交通騒音の大きさは、それぞれの測定による中央値の平均値とする。

附則

この基準は、条例の施行日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年9月22日から施行する。